平成２９年（フ）第２２８８号
札幌市白石区北郷９条７丁目７番１号　パークサイド北郷104号
債務者　長沼　礼子（旧姓佐川・三島）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２０号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番15号　リバ・ストーリーＨ―102号
債務者　陽田みゆき
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２５号
札幌市豊平区西岡３条１丁目２番９―104号
債務者　小寺　真琴
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３３５号
札幌市東区北28条東13丁目１番８号　華澄ハイツ201号
債務者　横山　夏海（旧姓門路）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４０号
札幌市南区川沿５条４丁目２番５号　もいわ荘208号
債務者　楢山　紀子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７７号
札幌市南区澄川６条４丁目10番１―106号
債務者　伊藤美由紀
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４０６号
札幌市東区北36条東27丁目２番28―702号
債務者　石川　亮一
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１１号
札幌市中央区北７条西26丁目３番１号　医療法人社団正心会岡本病院内、住民票上の住所北海道小樽市高島５丁目９番335号
債務者　杉村　正義
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４２９号
北海道石狩市樽川３条３丁目３番地　グループホームきぼう４―208号
債務者　佐藤　和敏（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４号
北海道石狩市花川南５条５丁目67番地　フラワーリバーⅡ214号
債務者　吉田　敏朗
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１号
札幌市東区北40条東４丁目２番10号　コーポオカジマ102号
債務者　向井　康二
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７３号
釧路市鳥取北４丁目９番６号
債務者　松本　静香
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２５３号
群馬県伊勢崎市羽黒町31番地　市営住宅2752
債務者　吉井　清一
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１２号
群馬県前橋市駒形町550番地１
債務者　東　由喜子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１３号
群馬県前橋市下新田町555番地10
債務者　永井　裕美
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２３号
群馬県前橋市表町１丁目24番20―１―Ｃ号　ブラウンハイツ表町
債務者　山本ルッチェルエコル（ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＲＵＴＣＨＥＬＬ　ＥＣＯＬ）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係